

議第 88 号

三島市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例案

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、工事の施行に関する技術上の監督業務を行う水道の布設工事、当該業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）の資格及び水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事)

第 2 条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設の工事又はその増設若しくは改造の工事のうち次に掲げるものとする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号に規定する卒業生であって、学校教育法による大学院研究

科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、第2号に規定する卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号及び第6号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「1年以上、」とあるのは「6箇月以上、」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項（法第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、

同項第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第 1 号に規定する学校を卒業した者については 5 年以上、同項第 3 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上、同項第 4 号に規定する学校を卒業した者については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第 3 号の登録講習の課程を修了した者

2 簡易水道又は 1 日最大給水量が 1,000 立方メートル以下である専用水道については、前項第 1 号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第 2 号中「4 年以上」とあるのは「2 年以上」と、「6 年以上」とあるのは「3 年以上」と、「8 年以上」とあるのは「4 年以上」と、同項第 3 号中「10 年以上」とあるのは「5 年以上」と、同項第 4 号中「5 年以上」とあるのは「2 年 6 箇月以上」と、「7 年以上」とあるのは「3 年 6 箇月以上」と、「9 年以上」とあるのは「4 年 6 箇月以上」と、同項第 5 号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の 2 分の 1 以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 11 月 27 日提出

三島市長 豊岡 武士